

税 務 だより



軽自動車税（種別割）・自動車税（種別割）の納税をお忘れなく

5月31日（火）は、軽自動車税（種別割）・自動車税（種別割）の納付期限です。4月1日現在、自動車をお持ちの方に納税通知書をお送りしますので、通知書に記載の納付場所まで、納めてください。なお、納税には便利で安全な口座振替をご利用ください。

問合せ先

▽軽自動車税（種別割）

税務課固定資産グループ

☎95-11113

▽自動車税

愛知県東尾張県税事務所

☎0568-81-3139

軽自動車税（種別割）の減免

大口町では納税者の方の申請により、軽自動車税（種別割）の減免を

受けることができます。

減免の要件

- 身体障がい者または戦傷病者が所有している軽自動車等で、自分で運転していること。
- 身体障がい者、戦傷病者、精神障がい者または、知的障がい者が所有している軽自動車等で、その人と生計を一にする人が運転していること。
- 身体障がい者（18歳未満）、精神障がい者または、知的障がい者で、その人と生計を一にする人が所有している軽自動車等で、その障がい者のために運転していること。
- 身体障がい者、戦傷病者、精神障がい者または、知的障がい者のみで構成される世帯で、常時介護している人が、その障がい者の所有する軽自動車等で、その人のために運転していること。

注意点

- 減免は、障がい者等1人につき1台です。自動車税（種別割）の減免を受けている方は該当しません。
- 「生計を一にする」とは、日常生活の資を共にしていることをいいます。必ずしも同一家庭に同居しているかどうかは問いません。
- 障がいの程度によっては減免を受けることができない場合があります。

す。

手続きに必要なもの

- ▽障害者手帳等
- ▽運転する方の免許証
- ▽車検証
- ▽納付書（納付前のもの）
- ▽マイナンバーカードもしくは番号確認書類

※減免を受ける方は、5月25日（水）までに申請をしてください。

税に関する手続き

▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽自動車等を廃車・譲渡したら

原動機付自転車および小型特殊自動車 ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

▽自動車等を購入したら

原動機付自転車および小型特殊自動車 販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

普通自動車・小型自動車・126cc

以上の二輪車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

※車両ごとに異なります。

家屋調査にご協力を

1月2日以降に完成（新築・増築）した物件については、令和5年4月から固定資産税の課税対象となるため、今年6月から家屋調査をおこないます。

問合せ先

税務課固定資産グループ

☎95-11113

